別記第五号3⑹の欄を次のように改める。

⑹	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	適・否					
		ベルトの劣化の状況	適・否					
		踏段相互のすき間	㎜					

別記第五号4⑹の欄を次のように改める。

⑹	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	適・否					
		可動部の状況	適・否					
		設定の状況	適・否					

別記第五号注意⑱を同㉓に、同⑪を同㉕に、同⑲を同㉔に、同㉔の項に次のように加える。

㉓　4⑹「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第五号注意⑮中「3⑹」の下に「「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。また、」を加え、同⑮を同㉑に、同⑭を同⑳に、同㉑の項に次のように加える。

⑰　1⑽「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。

⑱　1⑽「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で囲んでください。

⑲　1⑽「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。

⑳　1⑽「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ.」を○で囲んでください。「イ.」に該当しない場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視により確認した場合は、「ニ.」を○で囲んだ上で、別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第五号注意⑬を同⑯に、同⑮の項に次のように加える。

⑮　1⑻「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ.」又は「ロ.」のうち該当するものを○で囲んでください。「ロ.」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

別記第五号注意⑫中「指定する要是正」を「指定する要重点点検及び要是正」に、「点検者」を「検査者」に、「左欄に要是正となる基準」を「左欄に要重点点検及び要是正となる基準値」に改め、同⑫を同⑭に、同⑭の項に次のように加える。

⑬　1⑻「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第五号注意⑪中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同⑪を同⑫に、同⑩の次に次のように加える。

⑪　1⑶「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第五㈡欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。

別記第六号一㈣の欄接触器、継電器及び運転制御用基板を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点	
	主接点を目視により確認	適・否・確認不可
	フェールセーフ設計（該当する・該当しない）	
	交換基準	
	イ．製造者が指定する交換基準（　　）	最終交換日　年　月　日
	ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	
	ブレーキ用接触器の接点	
	接点を目視により確認	適・否・確認不可
	フェールセーフ設計（該当する・該当しない）	
	交換基準	
	イ．製造者が指定する交換基準（　　）	最終交換日　年　月　日
	ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準（　　）	